

令和4年4月以降の要介護認定申請について

この度、介護保険法施行規則の一部改正により、要介護認定（新規・区変・更新）申請書に、医療保険者番号の記入欄が設けられました。

これにより、第2号被保険者に限らず、第1号被保険者の医療保険の加入状況を記載する必要が生じます。

この改正を受け、本市では、令和4年4月以降の要介護認定申請の取扱いを下記のとおり整理しましたので、ご承知おきください。

- ・代行申請の際、各認定申請書における医療保険被保険者記入欄が正確に記入されているか、確認をお願いします。
- ・原則として、利用者の医療保険被保険者証の原本・写しの添付は不要です。
- ・例外として、利用者の医療保険が尾張旭市の国民健康保険又は後期高齢者医療以外の場合、お手数ですが医療保険被保険者証の写しの添付をお願いします。

介護保険（要介護認定・要支援認定）申請書
（要介護更新認定・要支援更新認定）

尾張旭市長 殿

次のとおり申請します。

申請年月日 令和 年 月 日

介護保険 被保険者番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0										個人番号																			
	医療保険 被保険者名										保険者番号																			
被 保 険 者	被保険者証 記号										番号										枝番									
	フリガナ アサヒ タロウ										生年月日										昭和〇年〇月〇日									
保 険 者	氏名 旭 太郎										性別										男									
	住所 〒488-0801 東大道町原田2600番地1										電話番号																			
者	前回の要介護 認定の結果等										*要介護・ 要支援更新 認定の場合 のみ記入										要介護3									
											有効期限										令和〇年〇月〇日 から 令和〇年〇月〇日									
	過去6月間の 介護保険施設、 医療機関等への 入院、入所の 有無										介護保険施設等の名称等・所在地										期間 年 月 日～ 年 月 日									
											介護保険施設等の名称等・所在地										期間 年 月 日～ 年 月 日									
										医療機関等の名称等・所在地										期間 年 月 日～ 年 月 日										
										医療機関等の名称等・所在地										期間 年 月 日～ 年 月 日										

医療保険証に記載のある保険者番号・記号・番号・枝番を記入してください。

提出 代 行 者	名称	該当に○(地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設・介護医療院)																	
	住所	〒 電話番号																	

主治 医	主治医の氏名											医療機関名										
	所在地	〒 電話番号																				

第二号被保険者(40歳から64歳の医療保険加入者)のみ記入

特定疾病名																		
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定調査会による判定結果・意見及び主治医意見書を、尾張旭市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者若しくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。また、更新申請の場合、現在の認定有効期間内であれば、要介護認定・要支援認定等延期通知を省略することに同意します。

本人氏名

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

令和2年2月18日及び令和2年4月7日付厚生労働省からの通知に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響で訪問調査が行えない場合に要介護認定及び要支援認定の有効期間を延長することができます。

○ 有効期間の延長について

現在の介護度のまま、従来の有効期間に12か月の期間を合算します。

○ 対象者

1. 更新申請のうち、介護保険施設や病院等において面会禁止の措置が取られ、認定調査が困難な方
2. 更新申請のうち、感染拡大防止を図る観点から、面会が困難な方

○ 申請方法

更新申請の際に「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定等有効期間合算に係る申出書」をご提出ください。

発送日については長寿課介護保険係までお問い合わせください。

要介護認定の有効期間の延長について

今般、要介護認定申請者の負担の軽減を図るとともに、本市における要介護認定関係事務の負担の軽減を図るため、令和4年4月1日以降の審査分より要介護認定の有効期間の上限を36か月から48か月に延長します。